

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：三和工業株式会社（法人番号6380001007835）
業者の住所：福島県田村市大越町下大越字川向700-1
2. 指名停止措置期間：令和4年11月15日から令和4年12月14日まで（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
三和工業株式会社の役員は、役員就任前に田村市職員（当時）に公共工事に関する単価表の情報を依頼し、情報を受けた謝礼としてギフトカードを贈ったとして、令和4年9月24日、贈賄容疑で福島県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ウ（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：有限会社 坂本興業（法人番号7420002017687）
業者の住所：青森県三沢市栄町3-140-791
2. 指名停止措置期間：令和4年11月15日から令和4年11月28日まで（2週間）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
有限会社坂本興業及び同社の現場代理人は、令和4年6月4日、青森県六戸町内の建築工事において、工事の安全管理の措置が不適切であったため作業員を負傷させたとして、令和4年10月25日、十和田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内